

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在の会社Cに採用され、木材等の運送業務に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日にD県E市の木材市場において、木材をトラックへ積み込んでいる際に、杉の丸太が頭上に落下し負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日にF病院に受診し「頸椎捻挫」と診断され、その後、G病院等複数の医療機関に受診し「頸椎捻挫、外傷性頸部症候群、第2頸椎歯突起骨折」等と診断され、加療後の平成○年○月○日に治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第12級を超えるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人及び請求代理人は、本件事故により請求人の第2頸椎が歯突起骨折となり、頸部の可動域制限に至った旨を主張していることから、以下のとおり検討する。

請求人の第2頸椎歯突起について、主治医であるH医師は、障害補償給付支給請求書裏面の診断書において、要旨「平成○年○月○日受傷。IのF病院、J整形外科を受診し、その後整骨院で加療した。K病院でMRI検査を行うも閉所恐怖症で検査が不可能であった。同年○月○日当院初診。同年○月○日頸椎CT上明らかな骨折は認めず。同年○月○日セルシン静注にて頸椎MRI検査を行った。第2頸椎歯突起にT1：low、T2：highの輝度変化を認め、骨挫傷骨折と診断した。」と述べているものの、同医師は平成○年○月○日付けの意見書では、第2頸椎歯突起に骨挫傷を認め、平成○年○月○日付け意見書及び同月○日付け意見書では、第2頸椎歯突起骨折の表現は同骨挫傷と同様である旨を述べている。また、決定書理由第2の2の(2)で説示されているように、L医師は、「二度のMRI上歯突起部に横線がみられるが、これは二度とも移動はなく、ごく軽度の出血があったものと思料され骨折ではなく挫傷であると思料する。また、X-Pは平成○年○月○日以来6度の撮影がされているが、特に骨折による変形等は全くみられていない。したがって、骨挫傷の程度は軽度であったと思料する。」との意見を述べており、M医師は、「画像では骨折は明らかではない、挫傷は否定

できない程度」、「骨挫傷による輝度変化は否定できないと考える。骨折は不明」との意見を述べている。

当審査会においては、念のため、G病院において平成○年○月○日に撮影したCT及び同年○月○日に撮影したMRI等を読影したところ、第2頸椎歯突起に骨折は認められなかった。

以上、検討した結果、請求人に第2頸椎歯突起骨折は認められないと判断せざるを得ず、請求人に残存する障害の程度は、「局部にがん固な神経症状を残すもの」として障害等級第12級に相当するものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。